

平成29年3月8日

株主各位

第98期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

①連結計算書類の連結注記表……………	1頁
②計算書類の個別注記表……………	11頁

法令及び当社定款の規程に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.neg.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しています。

日本電気硝子株式会社

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 26社

当連結会計年度において、エレクトリック・グラス・ファイバ・UK, Ltd. を新たに設立し、エレクトリック・グラス・ファイバ・NL, B.V.の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めました。

主要な連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.、坡州電気硝子株式会社、電気硝子 (Korea) 株式会社、電気硝子 (厦門) 有限公司、エレクトリック・グラス・ファイバ・UK, Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

(2)持分法を適用しない関連会社の名称等

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称

サンゴバン・ティーエム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

②デリバティブ

時価法を採用しています。

③たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は主として定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械装置及び運搬具 9年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

④特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

⑤事業場閉鎖損失引当金

事業場の閉鎖に伴う損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約及び金利スワップ取引について、ヘッジ会計の要件を満たしている場合は繰延ヘッジ処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金

③ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は取引の重要な条件が同一でありヘッジ効果が極めて高いことから、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テスト及び事後テストで確認しています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が及ぶ期間にわたって定額法により償却しています。

②退職給付に係る会計処理の方法

当社グループの退職給付における確定給付制度の重要性が乏しいため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、主として退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

また一部の連結子会社については、退職給付に係る負債について、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準を採用しています。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各社の実態に応じて、発生した連結会計年度に一括費用処理する方法又は各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理する方法によっています。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)
等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ462百万円減少しています。また、当連結会計年度末の資本剰余金は29百万円減少しています。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は29百万円減少しています。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額は0円97銭、1株当たり当期純利益金額は0円91銭、それぞれ減少しています。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

これらによる連結計算書類に与える影響は軽微です。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%から30.7%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%から30.5%になります。

この税率変更等により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は187百万円減少し、法人税等調整額が592百万円、その他有価証券評価差額金が414百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が8百万円減少しています。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(特別修繕引当金)

当第4四半期連結会計期間において、ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に要する見積修繕金額について会計上の見積りの変更を行っています。

当連結会計年度における電気硝子(厦門)有限公司の立ち上げ等により当社グループの海外生産比率が高まりました。これにより設備及び操業技術の進歩等による国内のガラス溶解炉の使用実態の変化を踏まえて、国内のガラス溶解炉の次回の大規模修繕に要する見積修繕金額とその積立期間の見直しを行い、特別修繕引当金を取り崩しています。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益は465百万円、税金等調整前当期純利益は4,484百万円、それぞれ増加しています。

(連結貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 523,119百万円

2. 圧縮記帳

取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、建物及び構築物0百万円、機械装置及び運搬具91百万円、土地842百万円並びに有形固定資産のその他24百万円です。

3. 保証債務等

当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証 223百万円

4. 受取手形割引高 36百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 497,616,234株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	3,978	8.00	平成27年12月31日	平成28年3月31日
平成28年7月29日 取締役会	普通株式	3,978	8.00	平成28年6月30日	平成28年8月31日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	3,978	利益剰余金	8.00	平成28年12月31日	平成29年3月31日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループ（当社及び連結子会社）は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入又は社債の発行によっています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク及び為替リスクに晒されています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

当社グループは、為替相場や金利の変動によるリスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

上記金融商品に係る各種リスクは、グループ各社の内部規程等に基づき管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	132,001	132,001	—
(2) 受取手形及び売掛金	49,133	49,133	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	52,739	52,739	—
(4) 支払手形及び買掛金	(31,611)	(31,611)	—
(5) 短期借入金	(19,197)	(19,197)	—
(6) 社債			
1年内償還予定の社債	(10,000)	(10,016)	△16
社債	(30,000)	(30,343)	△343
(7) 長期借入金	(40,800)	(40,752)	47
(8) デリバティブ取引	(1,393)	(1,393)	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額及び時価のうち、負債に計上されているものについては、()で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

(3)投資有価証券

株式については取引所の価格によっています。

(6)社債

市場価格に基づき算定しています。

(7)長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8)デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

3. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,421百万円）については時価を把握することが極めて困難であるため、(3)投資有価証券には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,013円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 9円99銭 |

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	場所	種類
重要な遊休資産	能登川事業場、滋賀高月事業場、若狭上中事業場、日本電気硝子（韓国）株式会社他	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地、その他

重要な遊休資産については、今後の使用が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に6,488百万円計上しています。上記減損損失の内訳は建物及び構築物3,503百万円、機械装置及び運搬具2,240百万円、土地647百万円、その他96百万円です。

回収可能価額は、正味売却価額により評価していますが、ガラス製造設備等の正味売却価額については、転用及び売却の可能性が低いいため価値を見込んでおりません。また土地については、不動産鑑定士による鑑定評価額を用いています。

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称、事業譲受の相手企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	PPG Industries Fiber Glass B.V.
事業譲受の相手企業の名称	PPG Industries(UK) Limited
事業の内容	ガラス繊維の製造、販売

(2)企業結合を行った主な理由

欧州生産拠点の取得によるグローバル供給体制の強化、主力製品であるチョップドストランドの拡販、その他のガラス繊維製品のラインアップの充実によるガラス繊維事業の拡大のため。

(3)企業結合日

平成28年10月1日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び事業譲受

(5) 結合後企業の名称

エレクトリック・グラス・ファイバ・NL, B. V.

エレクトリック・グラス・ファイバ・UK, Ltd.

(6) 取得した議決権比率

PPG Industries Fiber Glass B. V. 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得及び事業譲受のため。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業及び取得した事業の業績の期間

平成28年10月1日から平成28年12月31日まで

3. 被取得企業、取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	108百万ユーロ
取得原価		108百万ユーロ

4. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

条件付取得対価は、クロージング後の特定の時点における市場金利に応じて追加で支払う契約となっています。取得対価の追加支払が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしています。

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 469百万円

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,381百万円
固定資産	11,915百万円
資産合計	16,297百万円
流動負債	3,571百万円
固定負債	1,958百万円
負債合計	5,530百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均 償却期間
顧客関連資産	1,006百万円	10年
技術関連資産	304百万円	5年

8. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

1,812百万円

(2) 発生原因

今後の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(重要な後発事象に関する注記)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成29年2月3日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年3月30日開催予定の第98期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議しました。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しています。当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重して当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更し、併せて中長期的な株価変動を勘案しつつ、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整することを目的に株式併合を実施するものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年7月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

(3) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・割合

平成29年7月1日をもって、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数5株につき1株の割合で併合します。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日現在）	497,616,234株
株式併合により減少する株式数	398,092,988株
株式併合後の発行済株式総数	99,523,246株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配します。

(4) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年2月3日
株主総会決議日	平成29年3月30日
単元株式数の変更及び株式併合	平成29年7月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	5,069円60銭
1株当たり当期純利益金額	49円95銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ

時価法を採用しています。

(3) たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、確定給付制度の対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法(当事業年度末自己都合要支給額)によっています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

(5) 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

(6) 事業場閉鎖損失引当金

事業場の閉鎖に伴う損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しています。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約及び金利スワップ取引について、ヘッジ会計の要件を満たしている場合は繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は取引の重要な条件が同一でありヘッジ効果が極めて高いことから、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テスト及び事後テストで確認しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更していません。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

これらによる計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

これらによる計算書類に与える影響は軽微です。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

(特別修繕引当金)

当第4四半期において、ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に要する見積修繕金額について会計上の見積りの変更を行っています。

当事業年度における電気硝子(厦門)有限公司の立ち上げ等により当社グループの海外生産比率が高まりました。これにより設備及び操業技術の進歩等による国内のガラス溶解炉の使用実態の変化を踏まえて、国内のガラス溶解炉の次回の大規模修繕に要する見積修繕金額とその積立期間の見直しを行い、特別修繕引当金を取り崩しています。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益は465百万円、税引前当期純利益は4,484百万円、それぞれ増加しています。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 347,834百万円

2. 圧縮記帳

取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、建物及び構築物0百万円、機械及び装置91百万円、車両運搬具及び工具器具備品24百万円並びに土地842百万円です。

3. 保証債務等

子会社の売掛債権一括信託に係る債務に対する保証 1,229百万円

子会社及び当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証 468百万円

子会社の仕入債務に対する保証 490百万円

子会社のリース債務に対する保証 4,634百万円

4. 受取手形割引高 36百万円

5. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 30,092百万円

長期金銭債権 53,857百万円

短期金銭債務 12,361百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 72,226百万円

仕入高 57,047百万円

営業取引以外の取引高 14,404百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 251,848株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、特別修繕引当金損金算入限度超過額及び減価償却資産の償却限度超過額によるものであり、また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものです。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%から30.7%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%から30.5%になります。

この税率変更等により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は180百万円減少し、法人税等調整額が585百万円、その他有価証券評価差額金が414百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が8百万円減少しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

911円28銭

2. 1株当たり当期純利益金額

6円31銭

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	直接 100%	ガラス製品等の販売及び仕入資金の貸付 役員の兼任	貸付金の返済	8,240	短期貸付金 長期貸付金	14,810
子会社	電気硝子(Korea)株式会社	直接 100%	ガラス製品等の販売及び仕入資金の貸付	貸付金の返済	6,106	短期貸付金 長期貸付金	13,470
子会社	電気硝子(厦門)有限公司	直接 100%	ガラス製品等の販売及び仕入増資の引受 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	11,124	短期貸付金 長期貸付金	29,113

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については融資時の市場金利に基づき決定しています。

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用 途	場 所	種 類
重要な遊休資産	能登川事業場、滋賀高月事業場、若狭上中事業場	建物及び構築物、機械及び装置、土地、その他

重要な遊休資産については、今後の使用が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に6,345百万円計上しています。上記減損損失の内訳は建物及び構築物3,503百万円、機械及び装置2,119百万円、土地647百万円、その他73百万円です。

回収可能価額は、正味売却価額により評価していますが、ガラス製造設備等の正味売却価額については、転用及び売却の可能性が低いため価値を見込んでおりません。また土地については、不動産鑑定士による鑑定評価額を用いています。

(重要な後発事象に関する注記)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成29年2月3日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年3月30日開催予定の第98期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議しました。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しています。当社は、株式会社東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重して当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更し、併せて中長期的な株価変動を勘案しつつ、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整することを目的に株式併合を実施するものです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年7月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

(3) 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法・割合

平成29年7月1日をもって、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数5株につき1株の割合で併合します。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日現在）	497,616,234株
株式併合により減少する株式数	398,092,988株
株式併合後の発行済株式総数	99,523,246株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配します。

(4) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年2月3日
株主総会決議日	平成29年3月30日
単元株式数の変更及び株式併合	平成29年7月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	4,556円41銭
1株当たり当期純利益金額	31円55銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。